

藤枝市役所エコアップ・エコオフィスプラン

《第5期藤枝市地球温暖化対策地方公共団体実行計画（事務事業編）》

令和3年3月

藤 枝 市

<目 次>

はじめに	1
第1章 基本的事項	2
1 目的	2
2 計画期間	2
3 対象とする環境負荷	2
4 対象範囲	3
5 位置づけ	3
第2章 目 標	4
1 温室効果ガス排出量削減目標	4
2 エネルギー消費量削減目標	4
3 廃棄物排出量削減目標	4
4 水使用量、コピー枚数及び用紙購入量削減目標	4
第3章 目標達成に向けた個別取組の継続と推進	5
1 エコアクション21による環境マネジメントの展開	5
2 公共施設の戦略的な省エネルギー化の推進	5
3 DXの推進に基づく環境負荷の低減	6
4 個別取組の継続と推進	7
第4章 計画の推進	13
1 推進体制	13
2 進行管理	14
3 公表	15
第5章 参考資料	16
1 温室効果ガス排出状況	16
2 エネルギー使用量の状況	17
3 廃棄物排出量の状況	17
4 水の使用量、コピー枚数、用紙購入量の状況	17

はじめに

今日の環境問題は、産業型の公害のように独立して存在するものではなく、例えば、少子高齢化・人口減少社会により耕作放棄地が増加し、生物多様性の損失及び生態系サービスの劣化につながるなど、経済的・社会的な問題と相互に密接に関連し、多様化・複雑化してきています。

このような問題を解決するためには、2015年の国連サミットで掲げられた「持続可能な開発目標（SDGs）」の考え方も活用し、誰一人取り残さない社会へ向けて、経済・社会・環境に係る諸課題を統合的に解決していくことが重要となり、持続可能な社会の形成へ向けて計画的に進めていかなければなりません。

本市においては、2020年度に策定した「第6次藤枝市総合計画」において、4K（健康・教育・環境・危機管理）施策と「コンパクト＋ネットワーク」のまちづくりにICT（情報通信技術）を掛け合わせるにより、「力強い経済」、「安全・安心な社会」、「優しい環境」の三方良しの持続可能なまちづくりを推進し、多領域での政策目標「藤枝版ローカル SDGs」を掲げて、地方創生の一層の充実・深化とともに、その達成を目指しています。

また、環境分野においては、2001年度に「藤枝市環境基本計画」を策定、2020年度に「第3次藤枝市環境基本計画」へと改定するとともに、2021年2月には「ゼロカーボンシティ」を表明し、本市の環境を将来に引き継いでいくため、持続可能な脱炭素社会、循環型社会、自然共生社会の形成へ向けて市民・事業者・行政の協働の基に環境活動を行ってきました。

このような状況の中、藤枝市は、行政機関であるとともに市内の大規模事業所のひとつとして、市内事業者の模範となるべく自ら率先して環境活動に取り組んでいます。

脱炭素の取組としては、2001年度から「地球温暖化対策の推進に関する法律（以下「地球温暖化対策推進法」という。）」に基づく、地方公共団体実行計画（事務事業編）を策定し、温室効果ガスの削減を推進するとともに、「エネルギーの使用の合理化に関する法律（以下「省エネ法」という。）」に基づく特定事業者として、年平均1%以上のエネルギー消費原単位の削減に努めています。

また、その他の環境負荷低減の取組として、2008年度から市役所本庁舎を対象として、環境マネジメントシステム「エコアクション21」の認証を取得し、2012年度からは総合病院及び指定管理施設を除いた全ての公共施設を対象として認証を取得し、エネルギー使用量、廃棄物排出量、水使用量の削減及び環境関連法規の遵守に努めています。

これらの取組は、それぞれに密接な関わりを持つことから、より一体的かつ計画的に進めるため、2015年度からは「藤枝市役所エコアップ・エコオフィスプラン」として、地方公共団体実行計画（事務事業編）を含めて、環境負荷の低減を図るとともに環境関連法規の遵守に努めることとしています。

本計画では、今まで策定された藤枝市役所エコアップ・エコオフィスプラン及び地方公共団体実行計画（事務事業編）の流れを受けつつ、さらに発展させ、事業所として環境行動を推進していく方向性を記載します。



藤枝版ローカル SDGs のロゴマーク

第1章 基本的事項

1 目的

本市の事務事業から発生する温室効果ガス排出量、エネルギー消費量、廃棄物排出量、水使用量の削減を図るなど、行政が率先して環境負荷低減対策を推進し、市内の事業者や市民の環境保全に向けた主体的な取組を促進することを目的とします。

2 計画期間

2021（令和3）年度から2030（令和12）年度までの10年間とし、5年程度を目途に見直しを行います。

3 対象とする環境負荷

（1）温室効果ガス

地球温暖化対策推進法第2条第3項に基づき、下記4種類の温室効果ガスを対象とします。

種 類	主 な 特 徴
二酸化炭素(CO ₂)	電気・燃料使用等から発生
メタン(CH ₄)	燃料の燃焼・下水処理等から発生
一酸化二窒素(N ₂ O)	燃料の燃焼や麻酔剤等から発生
ハイドロフルオロカーボン(HFC)	カーエアコンや冷蔵庫に冷媒として使用

（2）エネルギー消費量

電気、プロパンガス、都市ガス、ガソリン、軽油、灯油、A重油を対象とします。

（3）廃棄物排出量

燃やすごみ、プラスチック、新聞紙、新聞紙以外の紙類、その他資源・不燃ごみを対象とします。

（4）その他環境負荷項目

水使用量、下水道使用量、コピー枚数、印刷用紙購入量を対象とします。

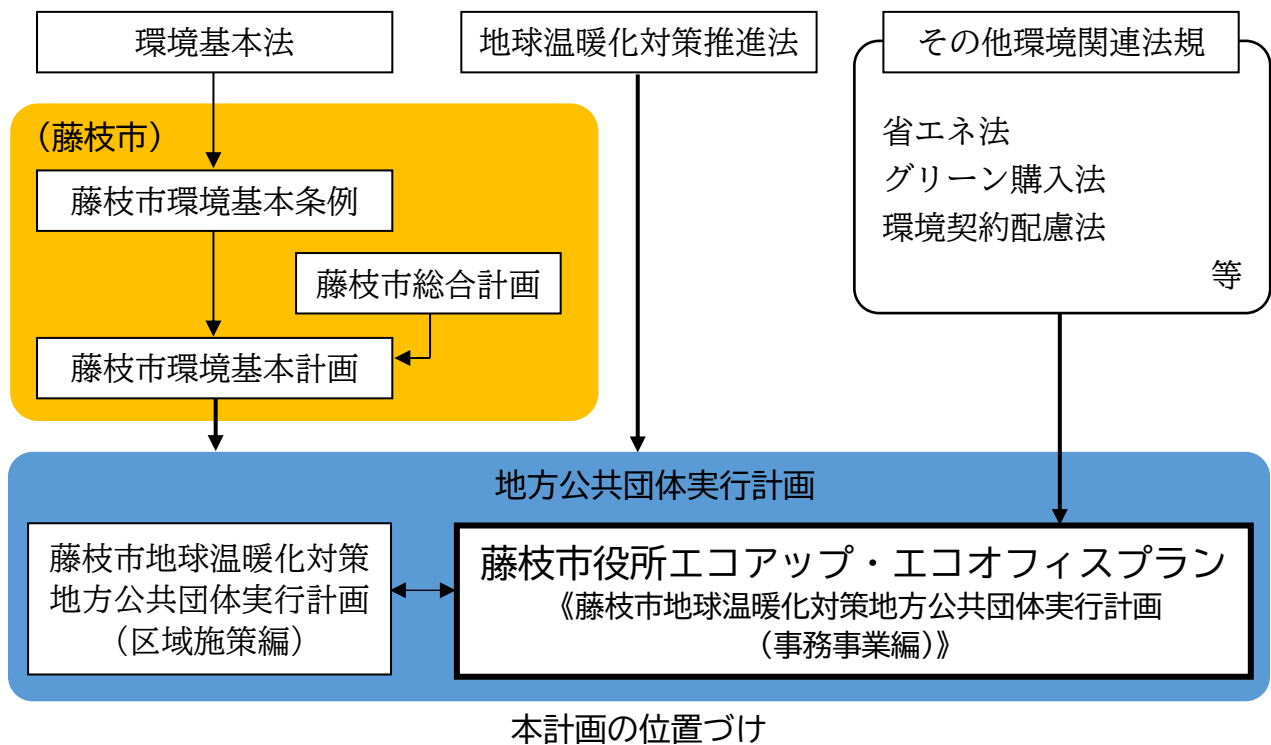
4 対象範囲

本市が直接行う全ての事務事業を対象とします。

また、指定管理者制度の適用施設における事務事業については、本計画に準じて指定管理者への協力を要請するとともに、指定管理者における温室効果ガス、エネルギー消費量についても進行管理において把握、評価します。

5 位置づけ

本計画は、地球温暖化対策推進法に基づく地方公共団体実行計画（事務事業編）及び、その他環境関連法規の遵守に必要な対策を実行するための計画として、以下のとおり策定します。



第2章 目 標

1 温室効果ガス排出量削減目標

本市の事務事業に伴う温室効果ガス総排出量を、2030（令和 12）年度までに、2013（平成 25）年度比で 50%以上削減します。

2013 年度	2025 年度	2030 年度
基準値	中間目標値	目標値
20108.2 t-CO ₂	15081.2 t-CO ₂	10054.1 t-CO ₂

2 エネルギー消費量削減目標

本市の事務事業に伴うエネルギー消費量（原油換算）を、2030（令和 12）年度までに、2020（令和 2）年度比で 10%以上削減します。

2020 年度	2025 年度	2030 年度
基準値	中間目標値	目標値
9,424 kl	8,952 kl	8,481 kl

3 廃棄物排出量削減目標

本市の事務事業に伴う廃棄物（燃やすごみ、プラスチック、新聞紙、新聞紙以外の紙類、その他資源・不燃ごみ）排出量を、2030（令和 12）年度までに、2020（令和 2）年度比で 10%以上削減します。

2020 年度	2025 年度	2030 年度
基準値	中間目標値	目標値
622,335 kg	591,218 kg	560,102 kg

4 水使用量、コピー枚数及び用紙購入量削減目標

本市の事務事業に伴う水使用量、コピー枚数及び用紙購入量を、2030（令和 12）年度までに、2020（令和 2）年度比で 10%以上削減します。

区分	2020 年度	2025 年度	2030 年度
	基準値	中間目標値	目標値
水使用量	342,649 m ³	325,516 m ³	308,384 m ³
コピー枚数	10,746,864 枚	10,209,520 枚	9,672,177 枚
用紙購入量	31,674,003 枚	30,090,302 枚	28,506,602 枚

第3章 目標達成に向けた個別取組の継続と推進

1 エコアクション21による環境マネジメントの展開

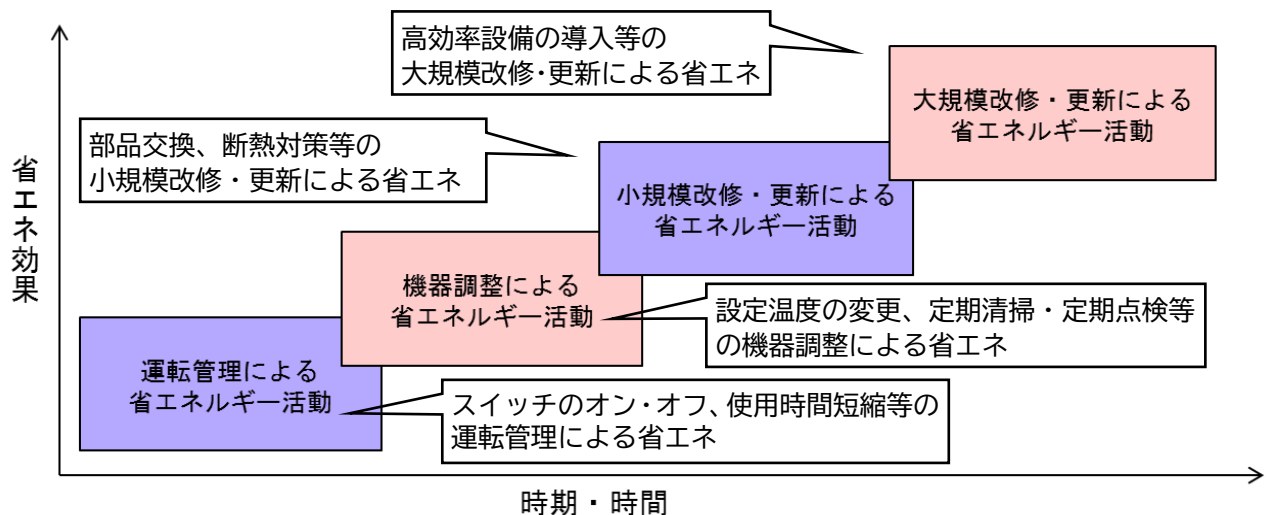
総合病院及び指定管理施設を除く全ての公共施設において、エコアクション21のマネジメントを実施し、より効率的・効果的な環境負荷の軽減に努めます。

総合病院についてはエコアクション21の認証取得を目指すとともに、指定管理施設については本計画に準じて環境負荷軽減の取組への協力を求めます。

2 公共施設の戦略的な省エネルギー化の推進

(1) 段階を踏んだ省エネルギー化の推進

エネルギー使用設備は運転マニュアルに基づき、運転管理、機器調整、改修・更新等の段階を踏んだ省エネルギー化を推進します。

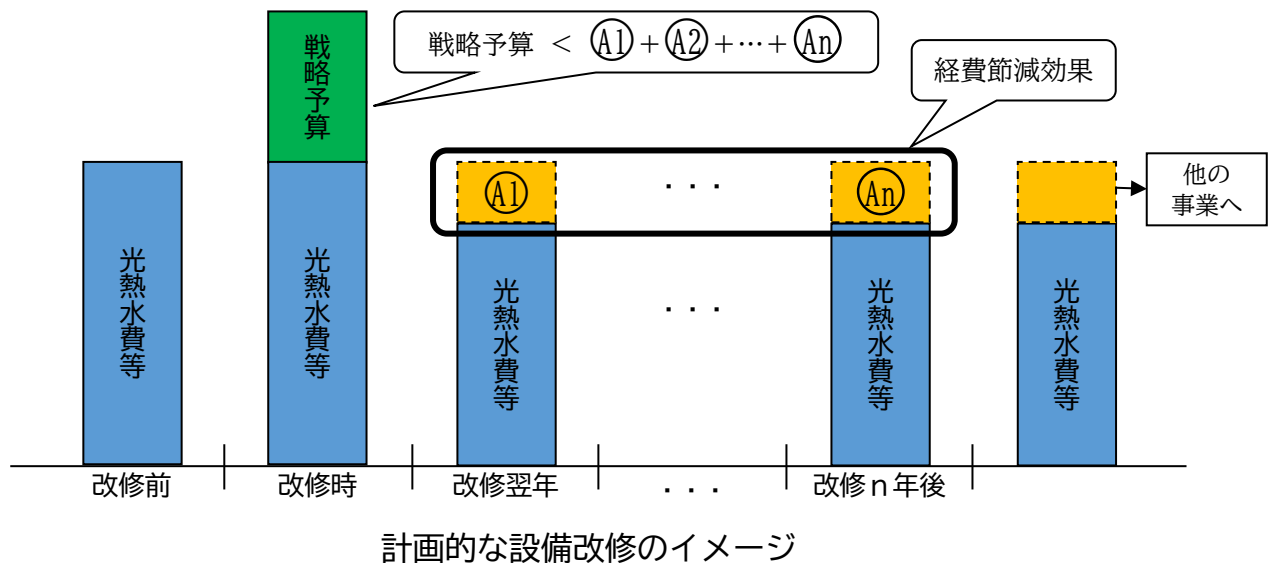


段階を踏んだ省エネルギー化のイメージ

(2) 公共施設マネジメントに即した計画的な設備改修

設備機器は適切な維持管理により長寿命化に努めます。設備更新はアセットマネジメント基本方針と連携して適切な時期に実施します。

設備更新時には、国県補助金の活用及びリース事業、ESCO 事業等の導入を検討して、初期投資を最小限に抑えた上で、戦略予算等を活用して設備機器の改修を計画的に実施します。



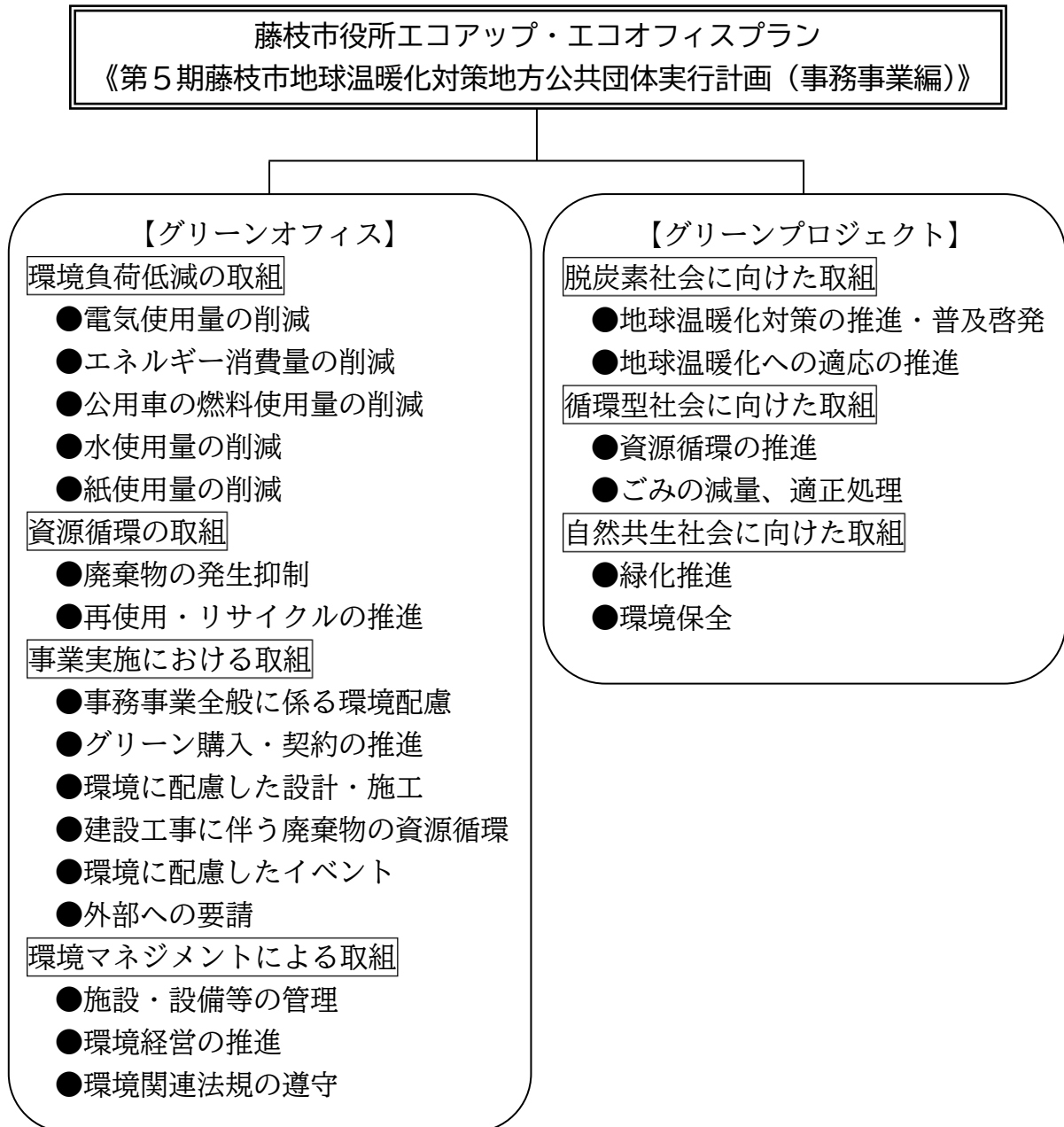
3 DX の推進に基づく環境負荷の低減

市民・まち・市役所の各分野へデジタル技術の活用を浸透させることにより、DX（デジタルトランスフォーメーション）を推進し、物理的制約を超えた新たな価値やサービスを生み出し、脱炭素化や省エネルギー化、省資源化の実現を目指します。

本市の事務事業においては、デジタル技術を活用し、テレワークやペーパーレス化、行政手続のオンライン化の推進等により、環境負荷の低減、資源生産性の向上を図るとともに、地域の環境負荷について ICT を活用したデータ収集とオープンデータ化の推進により、環境面での効果を“見える化”します。また、地元企業等への地域 DX の促進支援により、地域で一体となった環境負荷の低減に努めます。

4 個別取組の継続と推進

本市の事務事業からの環境負荷を低減させるための取組を【グリーンオフィス】、地域の環境の保全・創造に向けた取組を【グリーンプロジェクト】と区分し、削減目標の達成に向けて、各部署においてそれぞれ取組を継続して実践します。



個別取組の分類

(1) グリーンオフィス

環境負荷低減の取組

●電気使用量の削減

- ・自然光を有効利用し、必要最低限の照明の使用に努めます。
- ・トイレや会議室等は、未使用時に消灯します。
- ・昼休み等の市民窓口業務に支障の無い範囲で、不要な照明は消灯します。
- ・時間外勤務の際には、必要最低限の照明のみ使用します。
- ・OA 機器等の電気製品の使用に当たっては、必要最低限の使用とし、使用しない時は主電源を切り、電源プラグをコンセントから抜きます。
- ・エレベーターや自動ドアの使用は極力控えます。

●エネルギー消費量の削減

- ・空調機器の使用時には、冷房 28℃、暖房 20℃を室温の目安にします。
- ・空調機器の使用時は、ブラインドやカーテン等を使用し、断熱に努めます。
- ・常に空調機器の使用状況を把握し、光熱費の節約に努めます。
- ・給湯機器を長時間使用しない場合は、電源を切ります。

●公用車の燃料使用量の削減

- ・近距離の移動は、公用自転車や徒歩で移動します。
- ・出張時は費用対効果を勘案し、可能な限り公共交通機関を利用します。
- ・車の運転では、常にエコドライブを実践します。
- ・車の運転時に不要な荷物は車に載せません。
- ・タイヤの空気圧などの点検・整備を徹底します。
- ・毎月の燃料消費量、走行距離等を記録整理し、適正な運行管理に努めます。

●水使用量の削減

- ・常に節水を心掛けます。
- ・水道の水圧調整や節水コマ等の節水器具を活用して節水に努めます。
- ・水使用量を把握して、適正な水の使用と漏水の早期発見・修繕に努めます。

●紙使用量の削減

- ・会議資料の簡素化、ペーパーレス化に努めます。
- ・印刷用紙の使用は両面印刷を原則とし、可能な範囲で2 アップ機能を使用します。
- ・冊子やパンフレット等は、必要に応じた部数を印刷します。
- ・ミスプリント防止のため、印刷内容や枚数は事前に確認してから印刷します。
- ・広報、情報発信については、可能な限り広報誌に掲載し、配布物を削減するとともに SNS 等のデジタルサービスを活用します。
- ・コピー機の使用後は、必ずリセットボタンを押して、ミスコピー防止に努めます。
- ・外部への通知等は電子メールを基本とし、紙の使用を抑制します。
- ・文書の電子化や電子決裁の導入により、ペーパーレス化に努めます。

資源循環の取組

●廃棄物の発生抑制

- ・物品の長期使用を心掛けます。
- ・マイバッグ・マイボトル・マイ箸・マイカップの使用に心掛けます。
- ・使い捨て製品は可能な限り使用を控えます。
- ・可能な限り詰め替え製品を使用し、容器等のごみを出さないように努めます。
- ・物品の購入・発注に際し、過剰包装にならないよう依頼します。
- ・事業におけるプラスチック等の資源物の排出を抑制し、再資源化に努めます。
- ・廃棄物の発生量を把握し、廃棄物の減量・発生抑制に努めます。

●再使用・リサイクルの推進

- ・使用済み封筒の再使用に努めます。
- ・不要になった備品等は、可能な限り庁内において再使用します。
- ・ごみの排出時には、分別を徹底します。
- ・フロン類を含む製品の廃棄時には、適切な処理を行います。

事業実施における取組

●事務事業全般に係る環境配慮

- ・クールビズやウォームビズを実践します。
- ・ノー残業デーを徹底します。
- ・チャレンジエコ通勤、ノーカーデーに積極的に参加するとともに、公共交通機関を利用するなど、環境に配慮した通勤に努めます。
- ・移動や書類作成による環境負荷低減の資するため、可能な範囲でテレワークを実施します。
- ・ライトダウンキャンペーンに積極的に参加します。
- ・事業実施においては、常に環境負荷を考慮します。

●グリーン購入・契約の推進

- ・藤枝市グリーン購入指針に基づき、環境へ配慮した製品の購入に努めます。
- ・「国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律」に基づき、環境に配慮した契約を推進します。

●環境に配慮した設計・施工

- ・省エネルギー・省資源、建物の長寿命化、環境にやさしい材料の使用、廃棄物の発生抑制など、環境に配慮した設計・施工に努めます。
- ・建築物の規模や構造等を考慮し、施設の新築・増改築および施設内の設備更新に際しては、省エネルギー設計や新エネルギーの導入に努めます。
- ・施設敷地内の透水性の確保、雨水浸透ますの設置、歩道等における透水性舗装の整備や雨水浸透工法等により、地下水の保全に努めます。
- ・工事では、低排出ガス・低騒音型等の環境に配慮した建設機械等を使用します。

●建設工事に伴う廃棄物の資源循環

- ・建設廃棄物について、発生抑制・再生利用・適正処理に努めます。
- ・特定建設資材廃棄物については、発生抑制・再使用・リサイクルを進めます。

●環境に配慮したイベント

- ・イベント時には、使い捨て容器等の使用を控え、ごみの分別を徹底し、廃棄物の発生抑制に努めます。
- ・エネルギー使用は必要最低限とし、可能な限り省エネルギー型機器を利用します。
- ・来場者に対し、公共交通機関や自転車・徒歩等での来場を呼び掛けます。

●外部への要請

- ・指定管理者等が管理する施設に対して、省エネルギーや省資源、廃棄物の発生抑制など、温室効果ガス排出削減のための行動を要請します。
- ・物品納入業者等へ、包装の簡素化、再生利用可能な物品の回収・リサイクルを要請します。
- ・来庁者に対し、公共交通機関や自転車等の利用を呼び掛けます。

環境マネジメントによる取組

●施設・設備等の管理

- ・公共施設を対象に、省エネルギー診断を順次実施します。
- ・定期的な運転管理、機器調整を実施し、効率的な設備稼働により、最大限の省エネルギー化に努めます。
- ・アセットマネジメント基本方針と連携して、施設の更新、改修等に合わせた適切な時期に再生可能エネルギー設備の導入、高効率機器への更新を進めます。
- ・省エネルギー型の OA 機器の導入を推進します。
- ・施設照明や避難誘導灯への LED 照明の導入に努めます。
- ・水銀灯については、LED 照明への更新を計画的に進めます。
- ・公用車を導入・更新する場合は、次世代自動車の導入に努めます。
- ・空調機器における代替フロンの充填回収等の作業時には、漏洩防止に努めます。
- ・グリーン電力等の環境負荷の低い電気の調達に努めます。
- ・カーボンニュートラルガスの導入など、排出権取引を活用し、環境負荷の低減に努めます。

●環境経営の推進

- ・各課のエコアップリーダー・エコアップ推進員をはじめとして、職員を対象とした研修会を実施します。
- ・「エコアップ通信」を配信し、職員への環境に関する情報の提供を行います。
- ・藤枝型新公共経営の取組の一環である「1人1改善運動」と連携し、省エネ意識の向上に努めます。

●環境関連法規の遵守

- ・本市の全ての事務事業を実施する際は、環境関連法規を遵守します。
- ・本市の事務事業に係る新たな環境関連法規が制定された際には、速やかに遵守に向けた対応を行います。

(2) グリーンプロジェクト

脱炭素社会に向けた取組

●地球温暖化対策の推進・普及啓発

- ・国民運動「COOL CHOICE」と連携した地球温暖化対策の普及啓発を行います。
- ・市内の家庭に対して、再生可能エネルギー・省エネルギー設備等の導入支援を行います。
- ・市内の事業者に対して、エコアクション21の導入支援を行います。
- ・排出権取引（J-クレジット等）の普及を推進します。
- ・行政手続のオンライン化、簡略化により、環境負荷の低減を図ります。
- ・事業者のデジタル化を支援し、地元産業における環境負荷の低減を図ります。
- ・市内における温室効果ガス排出量を算定し、温室効果ガスの排出抑制に努めます。

●地球温暖化への適応の推進

- ・水防訓練や災害廃棄物仮置き場設営訓練を実施し、災害に備えます。
- ・急傾斜地パトロール等により、土砂災害防止施設を点検し、災害に備えます。
- ・デジタル技術を活用した雨量・水位監視システムの充実強化を図ります。
- ・熱中症に関する講座等を実施し、熱中症予防の啓発を行います。
- ・光化学オキシダントが高濃度となりやすい期間に県と連携し監視体制を強化します。
- ・グリーンカーテンの普及啓発を推進します。

循環型社会に向けた取組

●資源循環の推進

- ・生ごみ分別収集世帯を拡大します。
- ・浄化センターの消化設備へ発酵促進剤として生ごみを投入することにより、消化ガスを増加させ、生ごみ・下水汚泥の資源化による有効利用を図ります。
- ・生ごみ処理機、ディスポーザの導入支援を行います。
- ・プラスチックの分別による資源循環を推進します。
- ・フードドライブを実施します。
- ・給食センターにおける残渣・残飯の堆肥化を実施します。

●ごみの減量、適正処理

- ・家庭から出るごみの分別回収を継続し、ごみの減量に努めます。
- ・ごみゼロ運動に合わせた一斉清掃の実施等を推進します。
- ・地元との協力により、不法投棄、散乱ごみの収集及び監視パトロールを行います。

自然共生社会に向けた取組

●緑化推進

- ・竹林伐採により放置竹林の解消を推進します。
- ・人工林の間伐に対して支援を行います。
- ・農地の流動化の推進により、耕作放棄地の解消及び営農再開に向けた取組を支援します。
- ・都市公園や街路の緑化を推進するとともに既存緑地の適正な維持管理により、緑視率の向上を図ります。
- ・市内の家庭に対して、生垣づくりに支援を行います。

●環境保全

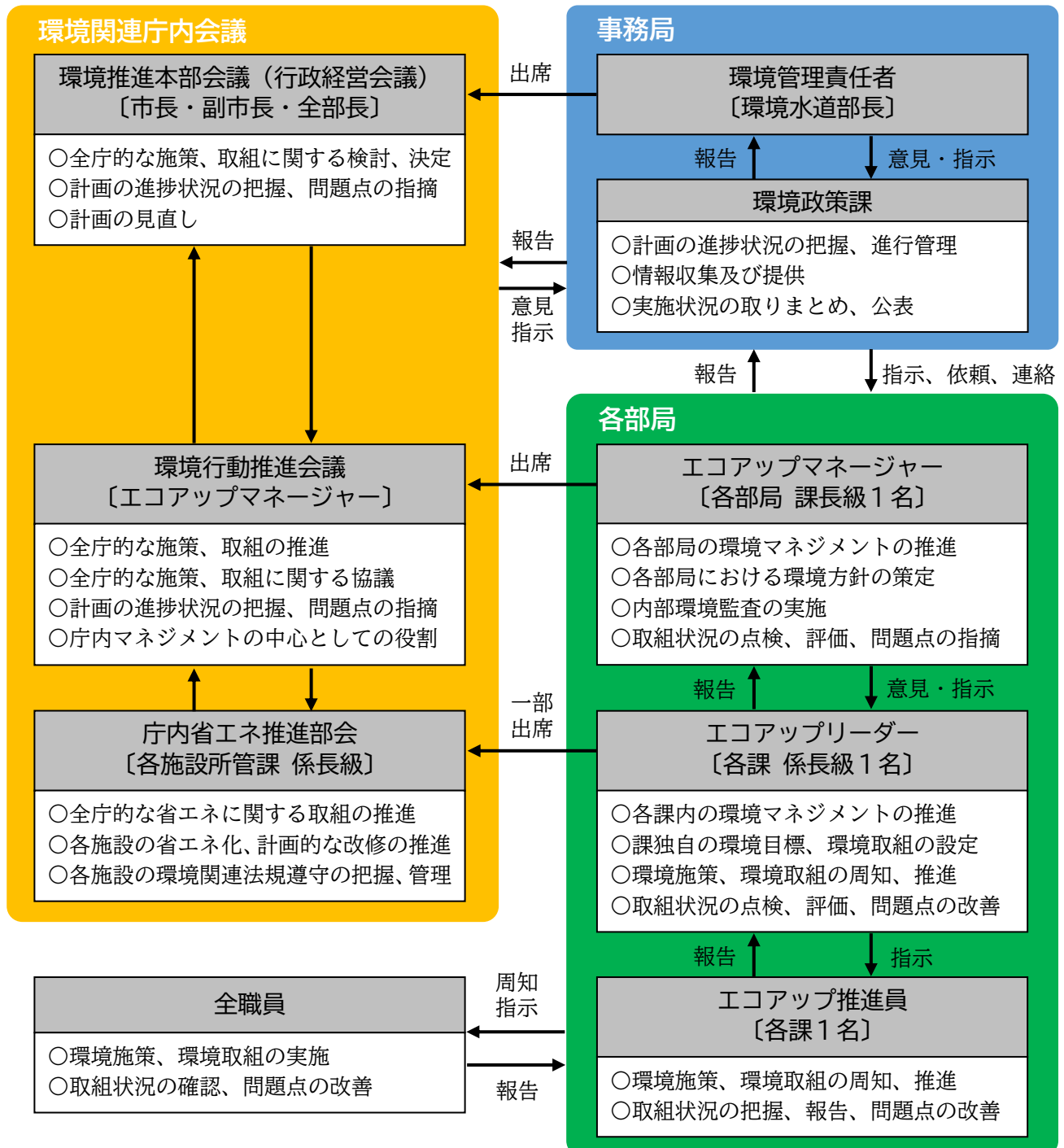
- ・大気汚染、水質汚濁について、定期的な検査等による監視・指導に努めます。
- ・公共下水道の整備を推進します。
- ・舗装修繕工事による路面改良を推進します。
- ・幹線道路整備に加え、交差点に右折帯設置工事を推進し、交通渋滞緩和と事故防止を図ります。
- ・有害鳥獣による農作物等への被害軽減を図ります。
- ・河川海岸統一美化活動の推進や市民が行う河川の美化・清掃活動を支援します。
- ・農業用排水施設の機能向上、調整池・雨水貯留浸透施設の普及による雨水調整や地下水かん養の向上を図ります。

第4章 計画の推進

1 推進体制

本計画の目標達成に向けた取組を着実に実行するため、下記の推進体制で取り組みます。また、環境管理責任者のもと、本計画に基づく取組の実施状況の把握・評価に努め、今後の取組に活かします。

《 推進体制 》

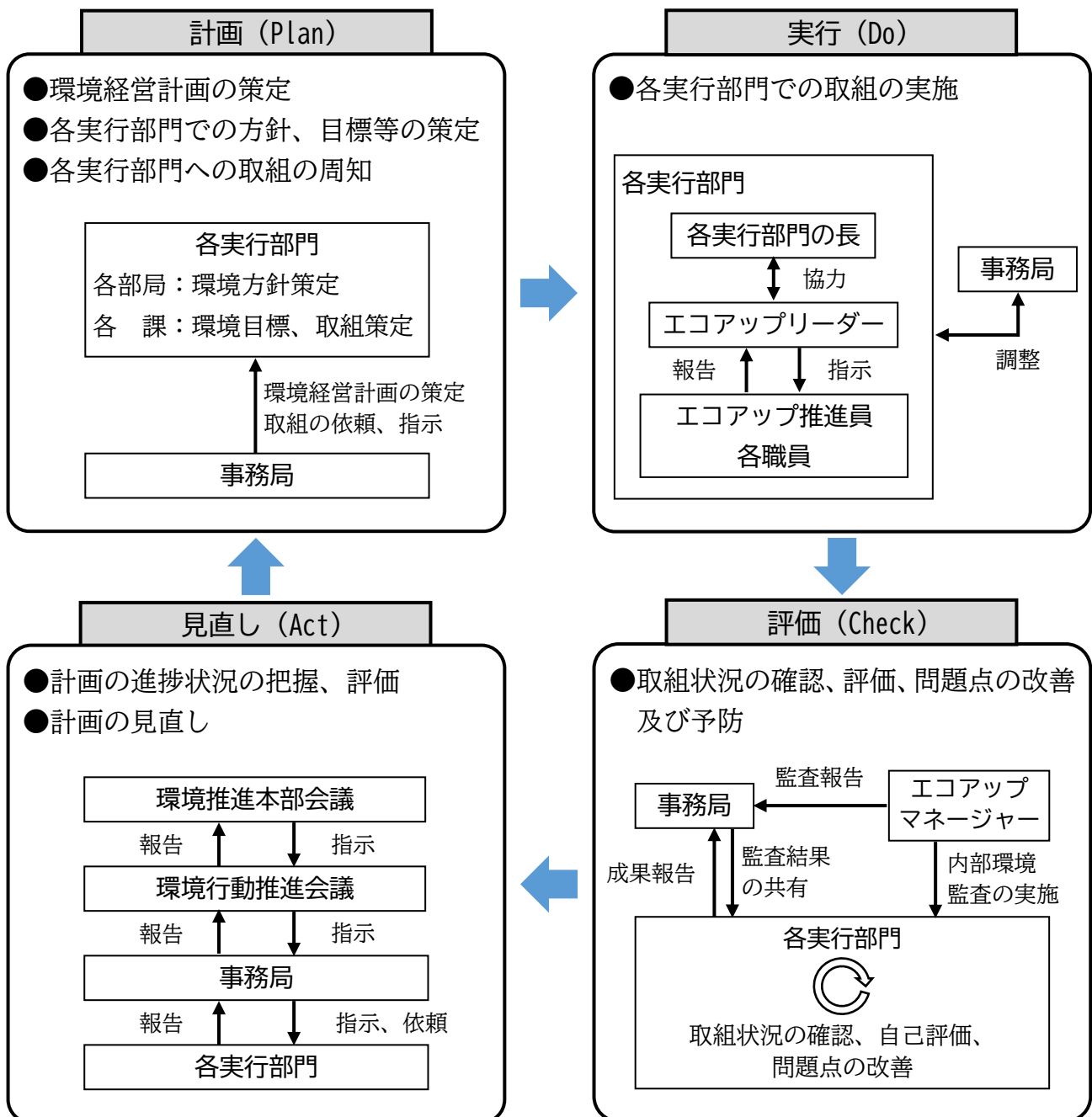


2 進行管理

本計画の進行管理は、PDCA サイクルを用いて、計画を継続的に管理・改善します。この PDCA サイクルを用いた管理システムは、事務事業に伴う環境負荷の低減や取組の効率化等のメリットがあり、計画の継続的な推進を図ることができます。また、エコアクション21の対象施設については、ガイドラインに則った適正な管理を行います。

また、毎年度、本市の事務事業全体における環境経営計画を策定するとともに、各部署の環境方針及び各課独自の環境目標、環境取組を定め、各実行部門の事務事業に応じた環境負荷の低減に取り組みます。

《PDCA サイクルによるマネジメント》



3 公表

本計画の目標達成に向けた取組状況及び進捗状況について、各実行部門からの報告、評価を取りまとめ、毎年、環境審議会に報告後、公表します。

また、エコアクション21に基づき、「環境経営レポート」を作成し、庁内および庁外へ向けてホームページ等により公表するとともに、行政情報コーナーや図書館等に配架し、市内の事業者や市民の環境保全に向けた主体的な取組の促進を図ります。

第5章 参考資料

1 温室効果ガス排出状況

2013（平成25）年度及び2020（令和2）年度の本市の事務事業による温室効果ガス排出量は下表のとおりです。

（1）温室効果ガス排出量（二酸化炭素換算）

温室効果ガスの種類	2013年度 排出量 (t-CO2)	構成比 (%)	2020年度 排出量 (t-CO2)	構成比 (%)	増減率 (%)
二酸化炭素(CO2)	19,575.9	97.4	17,732.6	96.7	-9.4
メタン(CH4)	171.4	0.9	193.7	1.1	+13.0
一酸化二窒素(N2O)	357.6	1.8	405.5	2.2	+13.4
ハイドロフルオロカーボン(HFC)	3.4	0.0	3.5	0.0	+5.1
総排出量	20,108.2		18,335.4		-8.8

（2）部門別排出量（二酸化炭素換算）

区 分	2013年度 排出量 (t-CO2)	構成比 (%)	2020年度 排出量 (t-CO2)	構成比 (%)	増減率 (%)
一般事務	3,863.6	19.2	3,351.5	18.3	-13.3
上水道	3,008.6	15.0	2,566.7	14.0	-14.7
下水道	2,590.4	12.9	2,398.5	13.1	-7.4
学校	1,390.5	6.9	1,692.7	9.2	+21.7
消防団	13.1	0.1	10.0	0.1	-23.7
病院	6,732.0	33.5	6,149.2	33.5	-8.7
指定管理	2,509.9	12.5	2,166.8	11.8	-13.7
総排出量	20,108.2		18,335.4		-8.8

（3）排出源別排出量（二酸化炭素換算）

区 分	2013年度 排出量 (t-CO2)	構成比 (%)	2020年度 排出量 (t-CO2)	構成比 (%)	増減率 (%)
電気	14,932.3	74.3	12,954.6	70.7	-13.2
都市ガス・プロパンガス	2,931.3	14.6	3,522.5	19.2	+20.2
その他の燃料	1,319.6	6.6	920.2	5.0	-30.3
公用車	410.8	2.0	352.5	1.9	-14.2
下水処理	514.3	2.6	585.6	3.2	+13.9
総排出量	20,108.2		18,335.4		-8.8

※各表の値は端数処理を行っているため、合計が一致しない場合があります。

2 エネルギー使用量の状況

2020（令和2）年度の本市の事務事業におけるエネルギー使用量は下表のとおりです。

（1）エネルギー消費量（原油換算）

区 分	市長部局 (kl)	教育委員会 (kl)	市立病院 (kl)
電気	3,926.0	951.9	2,415.9
プロパンガス	104.1	4.8	0.0
都市ガス	276.6	185.8	1,083.3
ガソリン	59.9	5.7	3.0
軽油	41.9	19.0	2.4
灯油	72.0	1.3	0.0
A重油	0.0	270.4	0.0
計	4,480.5	1,438.9	3,504.6

3 廃棄物排出量の状況

2020（令和2）年度の本市の事務事業における廃棄物排出量は下表のとおりです。

区 分	廃棄物排出量 (kg)	構成比 (%)
可燃ごみ	277,507.2	44.6
廃プラスチック	76,471.2	12.3
新聞紙	9,083.8	1.5
新聞紙以外の紙類	107,030.6	17.2
資源・不燃ごみ	152,242.4	24.4
計	622,335.2	100.0

4 水の使用量、コピー枚数、用紙購入量の状況

2020（令和2）年度の本市の事務事業における水の使用量、コピー枚数及び用紙購入量は下表のとおりです。

区 分	数 量
水の使用量（m ³ ）	342,649
コピー枚数（枚）	10,746,864
用紙購入量（枚）	31,674,003

藤枝市役所エコアップ・エコオフィスプラン
《第5期藤枝市地球温暖化対策地方公共団体実行計画
(事務事業編)》

令和3年3月発行
藤枝市 環境政策課